

## 一般会計等財務書類における注記

(中空知広域市町村圏組合)

### 1. 重要な会計方針

資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。

### 2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

### 3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

### 4. 偶発債務

該当事項はありません。

### 5. 追加情報

#### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

##### ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

交通災害共済特別会計

交通遺児奨学事業特別会計

ふるさと市町村圏基金事業特別会計

##### ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納

整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

該当事項はありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

該当事項はありません。

以上